

# 八街市議会基本条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 議会及び議員の活動原則等（第4条～第8条）

第3章 議会と市民との関係（第9条～第13条）

第4章 議会と市長等との関係（第14条～第18条）

第5章 議会の機能強化（第19条～第27条）

第6章 議員政治倫理、身分及び待遇（第28条～第30条）

第7章 条例の最高規範性及び検証（第31条・第32条）

### 附則

#### （前文）

八街市は、明治維新以降開拓の歴史とともに農業を基幹産業として発展してきたまちであり、これからも多面的機能を有する都市近郊型農業のまちとして期待されている。

市政運営は、八街市民（以下「市民」という。）から選挙で選ばれた議員によって構成される八街市議会（以下「議会」という。）と、同じ選挙で選ばれた市民の代表者である八街市長（以下「市長」という。）と共に、八街市の独立した代表機関で構成される。

地方分権改革の進展により、日本国憲法に基づく住民自治として二元代表制の下に市長は執行機関として、議会は合議体の議事機関として市民の負託を市政に的確に反映させるために、それぞれの異なる特性を尊重しながら、競い合い、協力し合わなければならない。その目的は共に市民の福祉の増進である。

議会は、「議会の役割」「議員の責任」を追求していく中で、議会の活性化・効率化という観点から議会改革に取り組んできた。地方創生の新しい時代を迎え、地方の自治権が拡大される中で、常に議会にはこれまで以上に、監視、調査、政策立案及び立法機能の強化が求められている。この本質に応えるため、市民との協働、参加促進を図りながら、公平性、透明性の観点から市民

への積極的な情報公開を行うことにより、開かれた信頼される議会を形成し多様な民意を反映させるために、常に市民との対話の中から、議員間で自由闊達な討議を重ねていくことにより、市民に信頼される議会を形成していくことを決意する。

議会は理念に基づき目的を果たしていくために、議会運営の最高規範としてここに八街市議会基本条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、八街市議会運営の最高規範として、基本理念、基本方針、活動原則その他議会の基本事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、市民の福祉の増進及び市勢発展に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 議会は、市民自治の観点から、市民と共に真の地方自治の実現を目指すことを基本理念とする。

### (基本方針)

第3条 議会は、前条に規定する基本理念に則り次の各号に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 二元代表制の下、本市の意思決定を担う議事機関としての権能を最大限発揮すること。
- (2) 市政に関する情報を積極的に公開し、市民に開かれた信頼される議会運営をすること。

## 第2章 議会及び議員の活動原則等

### (議会の活動原則)

第4条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民に対して公平性及び透明性を確保し、開かれた議会運営に努めること。
- (2) 市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、提出された議案及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営を監視すること。

- (3) 議会活動に市民参加の拡充を図るとともに、多様な市民の意見を的確に汲み取り市政に反映するよう努めること。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 市民に対して公平性及び透明性を確保すること。
- (2) 市民の多様な意見を的確に捉え、市政発展のために市民の福祉の増進に努めること。
- (3) 市民の負託に的確に応えるために議会のあり方を常に研鑽し、不断の努力に努め、議会改革に取り組むこと。
- (4) 議会が合議体の議事機関であることを自覚し、議員同士が積極的に議論し合う環境づくりに努めること。

(災害時の議会対応)

第6条 議会は、災害時において、次の各号のとおり活動しなければならない。

- (1) 災害時においても的確に議会機能を維持するよう努めること。
- (2) 災害時の議会の行動基準として八街市議会災害対策支援本部が設立された場合、八街市議会災害対策支援本部設置要綱に則り適切に行動するものとする。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うにあたり、政策を中心とした同一の理念を有する活動をする会派（以下「会派」という。）を結成することができる。

- 2 会派は、それぞれ代表者を選定し、政策の立案、提言及び提案等の審議及び審査のために調査研究を行う。
- 3 会派は、必要に応じて会派間で協議、調整を行い合意形成に努めるものとする。
- 4 議員は、会派を結成しないことの故をもって不当に扱われることはない。

(定例会の回数及び会期)

第8条 定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分に発揮できる期間を確保し、決定するものとする。

- 2 定例会の回数については、八街市議会定例会条例で定める。
- 3 議会は、市政における重要案件に対し、迅速かつ弾力的に対応するために、臨時会の活用について配慮するものとする。

### 第3章 議会と市民との関係

#### (市民参加)

第9条 議会は、市民に議会活動に関する情報を積極的に提供することにより、その透明性を高めるとともに、説明責任を果たすものとする。

- 2 議会は、市民との意見交換の場を多様に設けて、市民の意見を把握することに努めるものとする。

#### (議会報告会)

第10条 議会は、議会で行われた議案等の審議の経過、結果について市民への報告及び市政全般に関する諸問題についての意見交換を行うために、議会報告会を開催するものとする。

- 2 議会報告会に関する事項は、別に定める。

#### (広聴広報機能の充実)

第11条 議会は、市民に開かれた議会を実現するために、議会活動に関して様々な媒体を活用し、積極的に広聴及び広報活動の充実に努めるものとする。

- 2 議会は、広聴及び広報活動を通じて市民より得られた声を政策提言、政策提案につなげるように努めるものとする。

#### (会議の公開)

第12条 議会は、市民に開かれた議会運営に努めるため、本会議及び委員会を原則として公開するものとする。

#### (請願及び陳情)

第13条 議会は、請願及び陳情について、市民の意見を広く汲み取る重要な機会と認識し、真摯に対応するよう努めるものとする。

- 2 議会は、請願及び陳情の審議に関しては、その内容を審査する委員会等で請願者及び陳情者から説明を聴く機会を設けるように努めるものとする。
- 3 委員会における請願者及び陳情者の意見陳述に関する事項は、別に定め

る。

#### 第4章 議会と市長等との関係

##### (市長等との関係)

第14条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案、提言及び提案を通じて、市政発展に取り組むものとする。

2 議会は、前項の活動を円滑に進めるため、市長等に対し市政に関する情報提供を積極的に求めるものとする。

3 会議において議員は、一問一答方式を積極的に活用し、市長等は、議長等の許可を得て、議員の質問等に対し反問することができる。

##### (議決事件の拡大)

第15条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を定める場合には、十分審議したうえで、必要な事項を議決事件として追加することができる。

2 議会は、議決事件を追加し、又は削除する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。

3 第1項の規定に基づく議会の議決すべき事件に関しては、八街市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例で定める。

##### (市長による政策等の形成過程の説明の要求)

第16条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準及び公平性並びに透明性の向上のため、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (5) 市総合計画や基本計画における根拠又は位置づけ

(6) 政策等の実施に係る財政措置

(7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

(予算及び決算の審議における説明資料の要求)

第17条 議会は、市長等に対し予算及び決算の審議において、政策説明資料の提出を求めるほか、必要に応じて説明を求めるものとする。

(適正な議会費の確保)

第18条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実させるために、必要な予算の確保に努めるものとする。

#### 第5章 議会の機能強化

(議員間討議)

第19条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を重視した運営に努めるものとする。

(委員会)

第20条 委員会は、市政の諸課題を適正に判断し、その所管事項に対し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めるものとする。

2 委員会は、審査に係る資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行わなければならない。

3 委員会は、必要に応じて参考人制度や公聴会制度を十分に活用するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第21条 法第138条第2項の規定に基づき、議会に事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局は、議員の議会活動に必要な行政情報の提供に努めるものとする。

3 議会は、議会運営を円滑かつ効率的に進めるために、政策の立案、提言及び提案等の能力向上や監視、調査機能の強化のため、事務局の体制整備の充実を図るものとする。

(議員控室等の充実)

第22条 議会は、会派及び議員の政策法務能力の向上や調査研究等の議会活動に対して、適切な議員控室等の充実に努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第23条 議会は、議員の調査研究に資するために設置している議会図書室の機能充実に努めるものとする。

2 議員は、議会図書室の活用に努めるものとする。

(議員研修の充実強化)

第24条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上のために、研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、研修の充実強化のため、必要に応じて広く各分野の専門家を招いて研修会を開催するものとする。

(専門的知見の活用)

第25条 議会は、市政上の諸問題の調査研究、議案等の審議の充実、政策形成機能の強化及び政策の効果の評価に資するため、学識経験を有する者等の専門的知見を積極的に活用するものとする。

(政務活動費の執行及び公開)

第26条 議員は、政務活動費を政策の立案及び提案を行うための調査研究をする手段として、その活動に資するために交付されるものであることを認識し、八街市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例第2号）に定めるところにより政務活動費を適正に執行しなければならない。

2 議員は、政務活動費の使途については、常に透明性を確保しなければならない。

3 議長は、政務活動費の収支報告書を積極的に公表しなければならない。

(議会改革の継続)

第27条 議会は、市民に開かれた議会を目指す観点から、市民からの議会に対する要望や意見等に対して真摯に向き合い、継続的に議会改革に取り組まなければならない。

## 第6章 議員政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第28条 議員は、市民の代表としてその倫理性を自覚し、良心や責任感を持って、議員の品位を保持し見識を高めるように努めなければならない。

(議員定数)

第29条 議員定数は、八街市議会議員定数条例（平成14年条例第28号。以下「議員定数条例」という。）で定める。

2 議会は、議員定数条例の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。

3 議員定数条例の改正に当たっては、将来の人口等を推測するとともに、八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年条例第21号。以下「議員報酬等条例」という。）を十分考慮しながら検討するものとする。

(議員報酬)

第30条 議員報酬は、議員報酬等条例で定める。

2 議会は、議員報酬等条例の改正に係る議案を提出しようとする場合は、市民の意向を把握するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するように努めるものとする。

3 議員報酬等条例の改正に当たっては、市政の現状と課題を認識し、議員定数条例を十分考慮しながら検討するものとする。

第7章 条例の最高規範性及び検証

(最高規範性)

第31条 この条例は、議会運営の最高規範であり、議会は、この条例の目的に反する条例、規則等の制定又は改廃をしてはならない。

2 議会運営に関する条例、規則等は、この条例の目的に従って制定され運用されなければならない。

(検証)

第32条 議会は、この条例の目的が果たされているかどうかを適宜検証する。

2 この条例に改正の必要が生じたときは、適切かつ迅速に措置を講ずるものとする。

附 則



(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(八街市議会事務局設置条例の廃止)

2 八街市議会事務局設置条例（昭和33年条例第16号）は、廃止する。